

議案第 7 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 1 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請について、簡易な評価方法を用いた場合の手数料を定めるため、君津市手数料徴収条例（平成 1 2 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の27の項(1)の目ウ及び(2)の目ウ中「共用部分」の次に「(共用部分を計算対象とするものに限る。)」を加え、同表30の項(1)の目イ及び(2)の目イ中「住宅部分」の次に「(共用部分を計算の対象としないものについては、共用部分の面積を除いた面積)」を加え、同表33の項(1)の目中「第3条第2項」を「第25条第2項」に改め、同目イ中「住宅部分」の次に「(共用部分を計算の対象としないものについては、共用部分の面積を除いた面積)」を加え、同項(2)の目ア中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(3)及びロ(3)」に改め、同目イ中「住宅部分」の次に「(共用部分を計算の対象としないものについては、共用部分の面積を除いた面積)」を加え、「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(3)及びロ(3)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表第2（第2条）		別表第2（第2条）	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
1～26 省略		1～26 省略	
27 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	(1) 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（30の項及び33の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5と認められたものである場合	27 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	(1) 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（30の項及び33の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5と認められたものである場合

	<p>ア～イ 省略</p> <p>ウ 共同住宅等又は複合建築物の共用部分(共用部分を計算対象とするものに限る。) 1件につき9,900円</p> <p>エ 省略</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア～イ 省略</p> <p>ウ 共同住宅等又は複合建築物の共用部分(共用部分を計算対象とするものに限る。) 1件につき115,000円</p> <p>エ 省略</p>		<p>ア～イ 省略</p> <p>ウ 共同住宅等又は複合建築物の共用部分 _____ 1件につき9,900円</p> <p>エ 省略</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア～イ 省略</p> <p>ウ 共同住宅等又は複合建築物の共用部分 _____ 1件につき115,000円</p> <p>エ 省略</p>
<p>28～29 省略</p>		<p>28～29 省略</p>	
<p>30 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(同法第30条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査</p>	<p>(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネ</p>	<p>30 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(同法第30条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査</p>	<p>(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネ</p>

ルギー消費量等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5）と認められたものである場合

ア 省略

イ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分（共用部分を計算の対象としないものについては、共用部分の面積を除いた面積）

1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上のときは20,000円

ウ 省略

(2) その他の場合

ア 省略

イ 共同住宅等及び複合建築物の住宅部分（共用部分を計算の対象としないものについては、共用部分の面積を除いた面積）

1件につき床面積の合計が300平方メートル未満の

ルギー消費量等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5）と認められたものである場合

ア 省略

イ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分 _____

1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上のときは20,000円

ウ 省略

(2) その他の場合

ア 省略

イ 共同住宅等及び複合建築物の住宅部分 _____

1件につき床面積の合計が300平方メートル未満の

ときは67,000円、300平方メートル以上のときは112,000円
ウ 省略

(3) 省略

31～32 省略

33 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

(1) 申請に係る建築物が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの、同法第30条第1項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第25条第2項に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書の交付を受けたもの(都市計画区域内のものにあっては、建築基準法第7条第5

ときは67,000円、300平方メートル以上のときは112,000円
ウ 省略

(3) 省略

31～32 省略

33 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

(1) 申請に係る建築物が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの、同法第30条第1項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第3条第2項に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書の交付を受けたもの(都市計画区域内のものにあっては、建築基準法第7条第5

項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級3、等級4若しくは等級5)と認められたものである場合

ア 省略

イ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分(共用部分を計算の対象としないものについては、共用部分の面積を除いた面積)

1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上のときは20,000円

項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級3、等級4若しくは等級5)と認められたものである場合

ア 省略

イ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分 _____

1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上のときは20,000円

ウ 省略

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が200平方メートル未満のときは17,000円、200平方メートル以上のときは19,000円

(イ) 省略

イ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分(共用部分を計算の対象としないものについては、共用部分の面積を除いた面積)のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するかどうかを

ウ 省略

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2) _____に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が200平方メートル未満のときは17,000円、200平方メートル以上のときは19,000円

(イ) 省略

イ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分 _____
_____のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2) _____に定める基準に適合するかどうかを

	<p>評価する方法によるときにあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは32,000円、300平方メートル以上のときは56,000円</p> <p>(イ) 省略 ウ 省略</p>	<p>評価する方法によるときにあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは32,000円、300平方メートル以上のときは56,000円</p> <p>(イ) 省略 ウ 省略</p>	
34～53 省略		34～53 省略	
備考 省略		備考 省略	